

報告1 (A-29)

記念祭準備金超過額の用途について

趣旨 会計細則の準備金上限 500万円

現状の超過額 約15万円

超過分は 代表委員長と記念祭小委員長の相談により決定する。とある。

会計細則二十九条

手段 Google Chat によりオンラインで議論し最適案を検討する。

対象 代表委員、その他有志

期日 土曜日 寄付先を考へる。

月曜日 競り込め

火曜日 寄付先の投票

水曜日 投票を参考し寄付先決定